

皆さまの資産形成を本気でお手伝いします

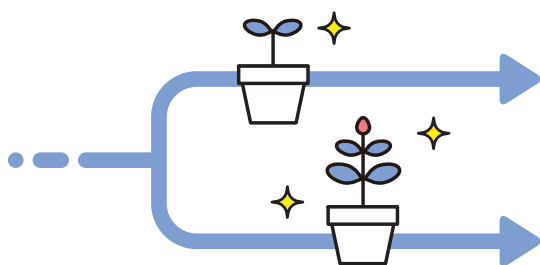
新	N	I	S	A
入	門	ガ	イ	ド

## 新NISA制度のポイント

POINT  
01

NISA制度が  
恒久化し、  
併用が可能になる

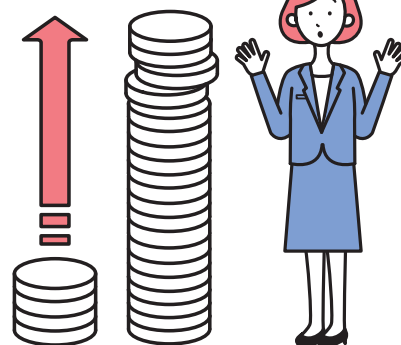
詳しくはP1へ



POINT  
02

年間投資上限額が  
引き上げられる

詳しくはP1へ



POINT  
03

非課税保有期間が  
無期限化される

詳しくはP2へ



POINT  
04

生涯非課税限度額が  
新たに設定

詳しくはP2へ



## NISA制度が恒久化し、併用が可能になる

### 新NISA

制度の利用期間が撤廃され、基本的にいつでもNISA制度を利用できるようになります。そのためロールオーバー（非課税期間が終了した際に、翌年の新たな非課税枠に移管する）という手続きが不要になります。また、つみたて投資枠と成長投資枠は同時に使えるようになります。

### 現行NISA

現行のつみたてNISA、一般NISAとも、2023年12月末まで新規口座を開設して買付をおこなうことができます。また、一般NISAとつみたてNISAは併用ができないため、どちらか一方を選択しなければなりません。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
口座開設期間	恒久化		2023年まで	2023年まで
制度の併用	併用可		併用不可	



NISA制度をいつでも始められるし、いつまでも利用できるようになります。また、2つの投資枠は一緒に使えるので、どちらの枠が自分に合うか、ロールオーバーするかわからないかなどで悩む必要がなくなり、よりシンプルに投資を続けられるようになります。

## 年間投資上限額が引き上げられる

### 新NISA

年間投資上限額が引き上げられ、「つみたて投資枠」として年間120万円、「成長投資枠」として年間240万円、合計年間360万円投資が可能となります。また、成長投資枠は投資信託を積立投資でも購入することができますようになります。

### 現行NISA

つみたてNISAは年間40万円、一般NISAは年間120万円となっています。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
年間投資枠	120万円	240万円	40万円	120万円

年間360万円まで投資信託を購入できるようになります。さらに制度は無期限なので、「今はそこまで余裕がないな」という人は少額から、「もっと増やさせようだな」となったら積立額を増やす、など柔軟に利用できます。



POINT  
03

## 非課税保有期間が無期限化される

### 新NISA

非課税保有期間が無期限になります。

### 現行NISA

つみたてNISAは20年、一般NISAは5年と非課税保有期間が定められています。  
一般NISAは非課税保有期間が過ぎるとロールオーバーの手続きが必要です。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
非課税保有期間	無期限化		20年間	5年間



非課税保有期間が無期限になることで、ロールオーバーの手続きが不要になります。また、資金が必要な時には必要な分を非課税で売却し、残りは無期限で運用を続けられ、本当の意味で長期資産形成に適した制度だと言えます。

POINT  
04

## 生涯非課税限度額が新たに設定

### 新NISA

1人あたり1,800万円の「非課税保有限度額」が設定され、生涯利用できるようになります。  
また、この「非課税保有限度額」は簿価(=取得価格)で管理し、途中で売却した分の非課税枠は翌年再利用ができるようになります。

### 現行NISA

つみたてNISAは800万円(40万円×20年)、一般NISAは600万円(120万円×5年)の最大投資枠が決まっています。

	新NISA		現行NISA	
	つみたて投資枠	成長投資枠	つみたてNISA	一般NISA
非課税保有限度額	<b>1,800万円</b> 簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)		最大800万円	最大600万円
	—	<b>1,200万円</b> (内数)		

1,800万円(年間上限360万円)までなら、何年かけても(かかっても)大丈夫!  
途中で売却した分の枠は翌年復活するので、使った分また投資ができ、資産運用を続けることが可能です。



**Q**

新しいNISA制度を始める際、既に現行のNISA（一般NISAまたはつみたてNISA）で保有している商品は、売却する必要がありますか？

**A**

既に現行のNISA（一般NISAまたはつみたてNISA）で保有している商品を売却する必要はありません。購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、そのまま非課税で保有可能で、売却も自由です。ただし、非課税期間終了後、課税口座に移管されます。新しいNISA制度に移管（ロールオーバー）することはできません。

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	...	2042年
現 行 N I S A	つみたてNISA	40万円 (20年間)	→						
	一般NISA	120万円 (5年間)	→				新NISAへの ロールオーバーは不可		
新 N I S A	つみたて投資枠	/	生涯非課税限度額 <b>1,800万円</b> (うち、成長投資枠 <b>1,200万円</b> )						
	成長投資枠								

**Q**

「成長投資枠」は積立で購入できますか？

**A**

「成長投資枠」は積立でも購入することが可能です。  
「成長投資枠」の対象商品は上場株式・投資信託等

?

成長投資枠では株式しか買えないの？

成長投資枠は、上場株式・投資信託等が対象商品です！



	対象商品	買付方法
つみたて投資枠	現行の「つみたてNISA」対象商品	積立
成長投資枠	上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外	積立・スポット



## 生涯非課税限度額とはなんですか？ 途中で売却した場合の投資枠はどうなりますか？



生涯非課税限度額とは、今回新たに設定された生涯非課税で金融商品を保有できる上限額のこと  
で、1人当たり1,800万円まで非課税で保有することが可能となり、買付け残高（簿価残高）で管理  
されます。

このため、NISA口座内の商品を売却した場合には、当該商品の簿価分の非課税枠を再利用できる  
こととなります。再利用は、年間投資枠の範囲内で翌年に復活します。

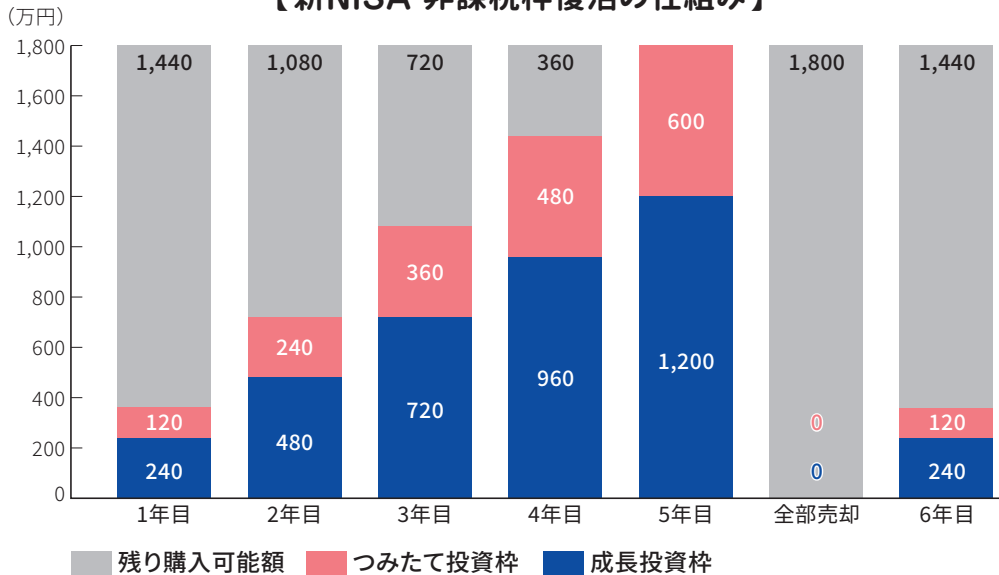
たとえば！

### 生涯非課税限度額の再利用について

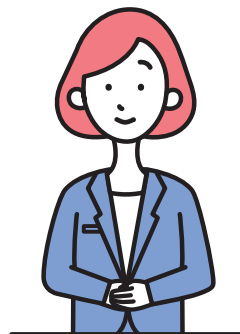
毎年360万円ずつ投資した場合は5年目に1,800万円となり新NISAの生涯非課税限度額に達するため  
6年目以降はNISA口座での買付ができません。

それが新NISAでは、仮に5年目にNISAで運用していた資産を全て売却した場合、非課税枠の復活に  
よって翌年6年目の使用可能残高は1,800万円となり、6年目以降も年間360万円の投資ができること  
になります。

【新NISA 非課税枠復活の仕組み】



2024年から始まる  
新NISA制度の詳しい情報は  
当社HPをご確認ください！



Q

現在セゾン投信でNISAを利用していますが、新NISAを利用するためには手続きが必要ですか？

A

現在セゾン投信でNISA口座を開設しているお客さまは、特段のお手続きをすることなく2024年に新NISA口座が自動開設されます。

ジュニアNISA口座を開設していて2024年1月1日時点で18歳である場合、2024年に新NISA口座が自動開設されます。

Q

一般NISAまたはつみたてNISA口座で契約している定期積立は新NISAに引き継がれますか？

A

現行のNISA（一般NISAまたはつみたてNISA）での積立契約については、特段のお手続きをいただくことなく、新NISA口座へ引き継がれます。

現在の「つみたてNISA」での積立のご契約は新NISAでの「つみたて投資枠」へ自動移行されます。

現在の「一般NISA」での積立のご契約は新NISAでの「成長投資枠」へ自動移行されます。

現在の課税口座での積立のご契約は2024年1月以降も課税口座の積立のままとなります。

課税口座の設定金額が自動的につみたて投資枠や成長投資枠へ合算されませんので、非課税枠への合算を希望される場合は「定期積立プラン申込書」のご提出をお願いいたします。

Q

現行のNISA口座で購入した投資信託は運用を継続できますか？

A

現行の一般NISAまたはつみたてNISA口座で保有している投資信託は、一般NISAは購入した年から5年、つみたてNISAは購入した年から20年非課税で運用できます。現行のNISAの継続のお手続きは不要です。

新NISA口座を他の金融機関で開設した場合でも、セゾン投信の現行NISA口座で保有している投資信託の運用は購入した年から非課税期間満了まで継続できます。ただし、2024年1月以降、新NISA制度での購入は新NISA口座を開設した金融機関のみとなります。

Q

他の金融機関でNISAを開設していますが、セゾン投信で新NISAを利用できますか？

A

NISAを開設する金融機関は年単位で変更することができます。

NISAを他の金融機関へ変更後もNISA口座内で買付された商品はNISA預りとして保有いただけます。

現在、NISA口座を開設している金融機関へご連絡いただき、NISA口座を開設する金融機関を変更するお手続きをお取りください。

NISAを開設している金融機関から交付される「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」と当社のNISA口座開設用書類を併せてご送付ください。

Q

**つみたて投資枠をセゾン投信で利用し、成長投資枠は証券会社にて個別株を買うことは可能ですか？**

A

新NISAでは、つみたて投資枠と成長投資枠という2つの枠が併用でき、成長投資枠では投資信託や上場株式等への投資が可能です。

新NISA口座の開設は、一つの金融機関に限られるため、つみたて投資枠と成長投資枠を別々の金融機関で利用することはできません。

セゾン投信で新NISA口座を開設した場合、投資できるのは、セゾン投信が運用する3本の投資信託のみとなりますので個別株には投資できません。

個別株の購入とセゾン投信の投資信託で積立を検討したい場合は、「セゾンポケット」または「大和コネクト証券」のご利用をご検討ください。

Q

**未成年者は新NISAを利用できますか？**

A

新NISAは2024年1月1日時点で18歳以上の成人の方が利用できる制度のため、未成年のお客さまはご利用いただけません。

2024年1月2日～2025年1月1日までに18歳を迎えられる方は、2025年1月1日より新NISAをご利用いただけます。

Q

**セゾン投信の商品は新NISAの対象ですか？**

A

セゾン・グローバルバランスファンド、セゾン資産形成の達人ファンドはつみたて投資枠・成長投資枠のどちらでもお買付け可能です。

セゾン共創日本ファンドは成長投資枠のみでお買付け可能です。





## 個別に相談したい方は

### セゾン 顧客本位の相談室

「お金に関する」お悩みや人生のイベントのご相談ができます。  
顧客本位の相談室は、ライフプランニングを通じ、  
お客さまのお金と心の支えになります。



### お客さま窓口

☎03-3988-8668

【営業時間】

9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

#### ご留意事項

当資料は情報提供を目的としてセゾン投信株式会社によって作成された資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。その結果、購入時の価額を下回ることもあります。また、投資信託は銘柄ごとに設定された信託報酬等の費用がかかります。各投資信託のリスク、費用については投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されています。お申込にあたっては販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

#### 投資信託に関するリスクについて

##### ◆基準価額の変動要因

##### セゾン・グローバルバランスファンド

##### セゾン資産形成の達人ファンド

当社の運用、販売する上記ファンド(以下、2つのファンド)は、ファンド・オブ・ファンズであり、主として投資信託証券に投資を行います。2つのファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。2つのファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

##### セゾン共創日本ファンド

当社の運用、販売するセゾン共創日本ファンド(以下当ファンド)は、株式に直接投資を行うファンドであり、主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資を行います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受けます。「価格変動リスク」また、当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は相対的に大きくなる可能性があります。「集中投資リスク」その他の当ファンドにおける基準価額の変動要因としては、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

##### ◆その他の留意点

投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。

お取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。

#### 投資信託に関する費用について

##### ◆投資者が直接的に負担する費用

##### セゾン・グローバルバランスファンド

##### セゾン資産形成の達人ファンド

##### ●購入時手数料:ありません。

●信託財産留保額:換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額が控除されます。

##### セゾン共創日本ファンド

##### ●購入時手数料:ありません。

●信託財産留保額:換金申込受付日の基準価額に0.1%の率を乗じた額が控除されます。

##### ◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### ●運用管理費用:

##### セゾン・グローバルバランスファンド

ファンドの日々の純資産総額に年0.495%(税抜 年0.45%)の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年0.56%±0.02%程度(税込)となります。

##### セゾン資産形成の達人ファンド

ファンドの日々の純資産総額に年0.572%(税抜 年0.52%)の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年1.34%±0.2%程度(税込)となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

##### セゾン共創日本ファンド

ファンドの日々の純資産総額に年1.012%(税抜 年0.92%)の率を乗じて得た額とします。

●その他費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(有価証券の売買の際に発生する手数料や、有価証券の保管に要する費用等を含む)、監査報酬(消費税含む)、立替金の利息等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。

#### 当資料で使用しているデータ等について

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

#### NISAについて

##### NISA制度についてのご留意事項

- ・同一年において一人一口座(一般NISA)しか開設できません。(金融機関等を変更した場合を除く)また、異なる金融機関等に口座内の投資信託の移管ができません。
- ・NISA制度における損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座との損益通算はできません。(非課税期間が満了した場合等に、口座から投資信託が払い出される場合も同様です。)
- ・投資信託の購入で使用したその年の非課税投資枠は、再利用できないため、投資信託等売却した場合であっても、当該投資信託等を購入する際に使用した非課税投資枠への再投資はできません。
- ・投資信託の分配金のうち、元本戻戻金(特別分配金)はそもそも非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できるものではありません。
- ・2024年1月から、新しいNISA制度が始まります。
- ・2023年末時点で利用可能な一般NISA又はつみたてNISA口座を開設している場合、2024年に当該一般NISA又はつみたてNISA口座を開設している金融機関等に新しいNISA口座が自動開設されます。
- ・2024年以降、ジュニアNISA口座を開設する者が1月1日時点で18歳である場合、当該ジュニアNISAを開設している金融機関等に新しいNISA口座が自動開設されます。
- ・2023年末までに現行のNISA口座で購入した投資信託は、非課税期間終了後、新制度の非課税投資枠へ移管(ロールオーバー)することはできず、課税口座に移管されます。

##### つみたてNISAについてのご留意事項

- ・つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、同一年に併用できません。
- ・つみたてNISAでは、積立契約(累積投資契約)の締結が必要であり、同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の購入が行われます。
- ・つみたてNISAでは、積立契約(累積投資契約)により、購入した投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- ・基準経過日におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所について確認が求められるため、確認期間内に当該確認ができない場合には、累積投資勘定への投資信託の受け入れができなくなります。

##### ジュニアNISAについてのご留意事項

- ・ジュニアNISAでは、一般NISAやつみたてNISAと異なり、金融機関の変更ができません。
- ・ジュニアNISAの課税ことも口座(未成年者口座)における損失は、損益通算が可能です。
- ・ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座名義人の法定代理人(親権者等)に限られます。
- ・口座名義人が3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで、原則としてジュニアNISA口座から払い出しはできません。契約不履行等事由による払い出しがあった場合は、口座が廃止され、過去に非課税で支払われた配当等や譲渡益は、非課税の取り扱いがなかったものとみなされて課税されます。
- ・なお、2024年以降は、上記期間中に払い出す場合であっても、過去に非課税で支払われた配当等や譲渡益について非課税扱いとなります。
- ・払い出しは、口座名義人または口座名義人の法定代理人(親権者等)に限られます。
- ・口座名義人が成人になるまでのジュニアNISA口座からの払い出しは、原則として口座名義人の同意が必要です。
- ・ジュニアNISA口座の資金は、口座名義人の資金に限定されます。口座名義人に帰属する資金以外の資金で投資が行われた場合や、払い出した資金を口座名義人以外が消費等した場合は、課税上の問題が生じることがあります。
- ・2024年以降、ジュニアNISA口座で新たに投資信託を購入することはできません。
- ・2023年末までにジュニアNISA口座で購入した投資信託は、2024年以降、非課税期間(5年)終了後に継続管理勘定に移管され、口座名義人が1月1日において18歳である年の前年12月31日までの間、非課税で保有することができます。

◆NISA制度についてのご留意事項は2023年6月時点のものであり、今後変更となる可能性があります。



## セゾン投信

商号:セゾン投信株式会社(設定・運用・販売を行います)  
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第349号  
加入協会:一般社団法人 投資信託協会